

紀南環境広域施設組合議会公印規程

制定 平成 25 年 11 月 6 日 議会規程第 1 号

(趣旨)

第1条 紀南環境広域施設組合議会の公印（以下「公印」という。）は、この規程の定めるところによる。

(公印)

第2条 公印の種類は、紀南環境広域施設組合議会議長印とする。

2 公印の名称、寸法、書体、個数及びひな型は、次の表のとおりとする。

名称	書体	寸法	個数	ひな型
紀南環境広域施設組合議会議長印	てん書	方24ミリメートル	1	紀 南 環 境 広域施設組合 議 会 議 長 印

(管理)

第3条 公印の管理は、書記長が行うものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月6日から施行する。